

# なくそう「えせ同和行為」! 同和問題に対する正しい理解のために



## 「えせ同和行為」とは

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、同和問題を口実にして、企業や公共団体に高額な図書や物品購入を無理強いしたり、寄付金や賛助金を強要する。このような不当な要求を「えせ同和行為」とよんでいます。

## なぜ排除しなければならないのですか

同和問題を解決するために、これまで、同和地区の人々や行政機関が、「差別や偏見をなくしてみんなが幸せに暮らせる社会にしよう」と真剣に呼びかけてきました。しかし、「えせ同和行為」の横行は、これまでの同和問題解決に向けた努力を無にし、同和問題への誤解を招く大きな要因となっています。同和問題の一日も早い解決のために、「えせ同和行為」は、何としても排除しなければなりません。

大分県

**不当な要求は断固として拒否しましょう**

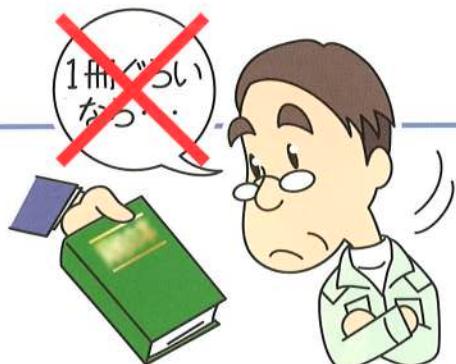
えせ同和行為では、とくに差別行為などの問題がない場合でも、「それは差別だ」と一方的に決めつけ、こちらの動搖につけ込んで補償を要求します。要求する人が誰であっても、不当だと感じられれば、拒否するのは、当然のことですね。

最初から毅然とした態度で対応しましょう。



「考えてみる」「検討する」など、相手に期待を抱かせる発言は控えましょう。最初から一貫して毅然とした態度で対応しましょう。

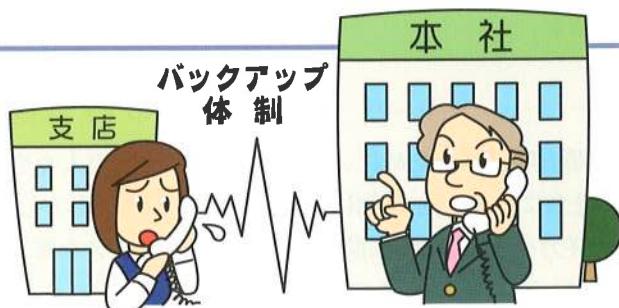
安易な妥協をしないでください。



えせ同和行為者は弱い者には強く、強い者には弱いものです。安易な妥協をするとさらにつけ込まれることがあります。根負けして、その場しのぎの対応をしないことです。

組織全体で対応しましょう。

例えば、支店などでは、支店長や担当者が個人的に又は支店限りで対応せず、本社に報告して指示を求めるなど、組織全体で対応することが必要です。



# えせ同和行為の実態

法務省が、平成20年の1年間を調査対象期間として、全国の6,000事業所を対象に行ったアンケート調査の結果から、「えせ同和行為」の実態を見てみましょう。

回答のあった3,001事業所のうち、同和問題を口実にして不当な要求を受けた事業所は、482事業所、要求件数は、849件でした。



平成20年中に同和問題を口実に不当な要求を受けたことがありますか



要求を受けた事業所のうち、1/8の事業所が要求に応じています。



その要求に応じましたか



要求の内容は、「機関紙や図書等物品購入の強要」が最も多くなっています。



要求の内容	割合
機関紙・図書等物品購入の強要	73.0%
寄付金・賛助金の強要	15.6%
下請けへの参加強要	5.8%
機関紙等への広告掲載の強要	4.6%
物品の寄付強要	3.5%
名簿の購入の強要	2.7%
示談金の強要	2.7%
講演会・研修会への参加強要	2.3%
その他・無回答	18.5%

要求を受けた事業所の割合は、建設業、卸売業、製造業、運輸通信業で高くなっています。

業種別・要求を受けた割合



主な要求の手口としては、「執拗に電話をかけてくる」「同和問題を知っているかと言つておどす」が多くなっています。



要求の手口	割合
執拗に電話をかけてくる	50.6%
同和問題を知っているかと言つておどす	48.8%
大声で威嚇する	22.8%
責任者に会わせろと言つておどす	11.8%
事務所に多数で押しかけると言つておどす	10.8%
政治家との関係をほのめかす	8.5%
官公署を使って圧力をかけると言つておどす	5.6%
糾弾するぞと言つておどす	3.7%
その他・無回答	12.7%

# 具体的な対応の要点

## 高額書籍の購入の強要があった場合

「同和問題に関する書籍を作成したので、同和問題への理解や研修のため1冊購入してもらいたい」との電話があり、断った際に、「書籍を買わるのは差別だ」、「不勉強だから乗り込むぞ」、「街宣車を回すぞ」などの脅しめいた発言等があつた場合の対応について。



- ① 電話では運動団体名を名乗る場合がありますが、慌てずに相手方の氏名、所属団体等を確認することが必要です。
- ② 同和問題の研修を県や市町村から受けて勉強している、また、資料についても県などから紹介してもらい入手しているので、購入の必要はないときっぱり言うことが重要です。
- ③ 書籍の購入は通常の商行為であり、断ることは差別ではありません。また、実際に乗り込んできたことはありません。えせ同和行為者は、企業名鑑などをもとに次々に電話しているようで、費用対効果を考えたとき、一々乗り込んだりするのは現実的ではありません。ただし、相手方を挑発するような発言は控えましょう。
- ④ さらに脅しめいた発言があつた場合は、法務局、県等関係機関に相談する、あるいは警察に連絡する旨、毅然とした態度で告げることが大事です。

## 大分県警察では、えせ同和行為者の排除に取り組んでいます。

大分県警察では、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に応じているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身辺の安全を確保するための保護対策を実施しています。暴力団やえせ同和行為者から不当な要求を受けた場合、または、受ける恐れがある場合には、次のように対処しましょう。

- (1) 大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課、最寄りの警察署または大分県暴力追放運動推進センターに速やかに連絡を取り、対応等について助言を受ける。
- (2) 緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報する。



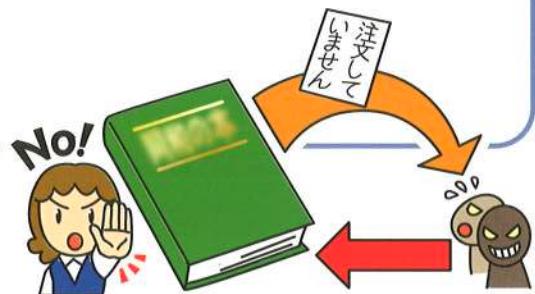
## 書籍などが送りつけられてきた場合

注文もしていないのに、書籍を勝手に送られてきたときや「結構です」というあいまいな回答の結果、相手方が送付してくれる場合があります。

一方的に送りつけられた場合は、売買契約に基づいておらず、契約自体存在していません。受け取りを拒否しましょう。もし受け取ってしまった場合は、開封せずに「着払い」で業者へ返送するとともに、はがきに「注文はしていない。今後も購入する意志はない」旨を書いて送付しましょう。

送られてきた商品を開封してしまった場合は、同様の文書を同封して梱包し、着払いで返送しましょう。

なお、購入者が個人となっている場合に限り、契約をしてしまった場合でも商品（契約書面）を受け取った日を含めて8日間以内であれば「クーリング・オフ」が可能です。



## 下請けへの参加強要があった場合

書籍等物品購入の強要のほか、寄付金（賛助金）、下請けへの参加強要もえせ同和行為であると考えられます。「寄付する」「しない」あるいは「下請けへの要請を受ける」「受けない」については自由意思ですが、その必要性を十分に検討して判断すべきです。「一度要求に応じると再三要求を受ける可能性があること、「拒否すること自体は差別ではなく」逆に「要請を受けることで相手方のえせ同和行為に加担することになること等を考えて慎重に対応することが必要です。



## 面談しなければならないときは

- ① 面談する場所は、こちら側の管理が及ぶ場所（例えば、自社応接室等）で行います。呼び出しがあっても、決して相手の指定する場所に出向いてはいけません。
- ② 対応は、複数の担当者が行い、責任者は出さないようにします。社長など決定権を持つ責任者が対応すると、相手の欲する結論や即答を求められてしまいます。一方、一切を担当者任せにして孤立させることなく、組織全体の問題として対応していくことが大切です。場合によっては、弁護士に交渉を委ね、立ち会ってもらうか、弁護士、警察官に待機してもらいます。



# 具体的な対応の要点

- ③ 相手方の所属団体、氏名、所在(場合により電話番号)等を確認します。他人の代理人と称する場合は、その関係、委任の事実を確認します。
  - ④ 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、詳細に記録を取るか録音しておきます。相手方がそのことを指摘した場合には「上司に報告するために必要だ」と言い、記録や録音を続けます。
  - ⑤ 相手の話をよく聞き、その趣旨、目的を明確にさせます。
  - ⑥ 言動には特に注意しましょう。
- 
- (1) おびえず、慌てず、ゆっくりと丁寧に、通常の対応(接遇)を心がけることが肝心です。相手の挑発に乗ってはならないし、まして相手を挑発してはいけません。
  - (2) 同和問題への取組の不備や理解不足などを指摘されても「申し訳ありません」「すみません」などと非を認める発言をしてはいけません。「大分県や法務局の指導等を受けて対応します」と答えます。
  - (3) 相手方が念を押したときは「はい」「いいえ」で答えず、こちら側の主張を繰り返します。
  - (4) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話ししても結論は変わりません。どうぞお引き取り下さい」などと明確に伝えます。決して「検討します」とか「考えてみます」等相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけません。
  - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正します。
- 
- ⑦ 「一筆かけ」と言われても書く必要はないし、書いてはいけません。いかなる場合でも、相手方の書面などに署名、押印してはいけません。
  - ⑧ 特別の事情がない限り、こちら側から相手方に電話はしないようにします。

## 弁護士への依頼

- (1) 日本弁護士連合会は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいます。また、そのために大分県弁護士会に民事介入暴力対策センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けています。
- (2) えせ同和行為者は、かなり知能犯的な色彩を持っている場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼します。



# 同和問題に対する正しい理解のために

## 同和問題とは

我が国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられてきました。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活の上でいろいろな差別を受けることがあります。これが、部落差別を原因とする社会問題、いわゆる同和問題です。「人権の世紀」とよばれる21世紀。このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが同和問題をはじめとするさまざまな人権の課題を正しく学び、自分自身の課題として捉えることが必要ではないでしょうか。

### ●同和問題や人権について考える機会を●

同和問題や人権などというと、むずかしいこと、自分には関係のないことのように思う人もいるようですね。でも、地域や家庭、職場、学校で起こるさまざまなできごとの中には、「人権」の視点から考えると、課題がはつきり見えてくるものが、たくさんあります。お互いの人権が尊重される社会づくりのために、私たち一人ひとりが日頃から人権について考える機会を持つことが大切です。



### ●職場研修をしませんか●



大分県では、職場研修のために、ビデオ教材の貸出しや研修講師の斡旋を行っています。人権が尊重される職場づくりのために、どうぞ、お気軽にお問い合わせください。



## えせ同和行為でお困りのときはこちらに相談を

名 称	所 在 地	電 話 番 号
大分県人権・同和対策課	大分市大手町3-1-1	(097) 506-3175 (097) 506-3176
大分地方法務局 人権擁護課	大分市城崎町2-3-21	(097) 532-3161
杵築支局	杵築市大字杵築665-137	(0978) 62-2271
臼杵支局	臼杵市大字臼杵72-50	(0972) 62-2700
佐伯支局	佐伯市野岡町2-13-25	(0972) 24-0772
竹田支局	竹田市大字会々1525-8	(0974) 62-2315
中津支局	中津市大字中殿550-20	(0979) 22-0584
宇佐支局	宇佐市大字上田1055-1	(0978) 32-0508
日田支局	日田市田島2-11-46	(0973) 22-2719
大分県弁護士会	大分市中島西1-3-14	(097) 536-1458



## 暴力相談コーナーの設置されている警察署等

大分県警察本部 組織犯罪対策課	(097) 537-3110	中津警察署	(0979) 24-2323
大分中央警察署	(097) 534-4110	玖珠警察署	(0973) 72-5110
大分東警察署	(097) 527-2110	日田警察署	(0973) 24-3110
大分南警察署	(097) 542-0110	佐伯警察署	(0972) 23-7110
別府警察署	(0977) 22-3110	臼杵警察署	(0972) 62-3395



## 暴力相談コーナーの設置されていない警察署(警察署代表電話)

日出警察署	(0977) 72-2131	杵築警察署	(0978) 62-2131
国東警察署	(0978) 72-2131	豊後高田警察署	(0978) 22-2131
宇佐警察署	(0978) 32-2131	竹田警察署	(0974) 63-2131
豊後大野警察署	(0974) 22-2131	津久見警察署	(0972) 82-2131
佐賀関警察幹部交番	(097) 575-2131		

大分県暴力追放運動推進センター((財)暴力追放大分県民会議) (097) 538-4704

発行者／お問い合わせ先

**大分県生活環境部人権・同和対策課**

TEL.097-506-3176 FAX.097-506-1751